

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則（平成10年岩手県規則第151号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(合併の<u>認証</u>の申請)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>(知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用)</p> <p>第23条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の規定は、<u>条例第14条の規定により読み替えて</u>準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="148 1429 770 1480"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	<p>(合併の<u>認定</u>の申請)</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>(知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用)</u></p> <p>第23条 知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第26号）の規定は、<u>条例第14条において読み替えて準用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）の規定を適用する場合について準用する。</u></p> <p>(知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用)</p> <p>第24条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の規定は、<u>条例第15条において読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定を適用する場合について準用する。</u>この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1429 1457 1480"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]
[略]			
[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。